

令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨 (いわゆる令和6年奥能登豪雨)に関する支援について

日本司法支援センター（法テラス）では、令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨（いわゆる令和6年奥能登豪雨）による災害により被災された方を対象に、**令和6年12月25日（水）から令和7年9月19日（金）まで**の間、以下の支援を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

弁護士・司法書士による無料法律相談（被災者法律相談）

● 対象

いわゆる令和6年奥能登豪雨に際し、災害救助法が適用された災害発生市町村（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）に、令和6年9月20日において住所、居所、営業所などがあつた方※上記3市3町以外の地域についての被災者法律相談援助の予約申込みは令和6年12月31日まで

● 内容

- ・ 生活の再建に当たり必要な法律相談を無料で行います（要予約）
- ・ 不動産問題、金銭問題、相続問題など民事に関する問題全般について相談できます
- ・ 法律相談は、面談のほか電話でも受けられます

● 相談の回数

同一の問題についてのご利用は、法テラスの他の法律相談と併せて、3回までとなります

災害に関する法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等の情報提供

● 対象

いわゆる令和6年奥能登豪雨の被害にあわれた方は、どなたでも無料でご利用いただけます（予約不要）

● 予約・お問合せ（被災者法律相談・情報提供共通）

法テラス災害ダイヤル **0120-078309**
おなやみレスキュー

平日：午前9時から午後9時まで 土曜日：午前9時から午後5時まで
※年内最終営業：12月28日（土）午前9時から午後5時まで

※ 被災者法律相談は、法テラス地方事務所でも予約の申込みが可能です。

平日：午前9時から午後5時まで
※年内最終営業：12月27日（金）午前9時から午後5時まで

※ Webページ・メールからの予約方法等については法テラスホームページからご確認ください。年末年始も被災者法律相談の予約の申込みを受け付けます。

詳細は、法テラスホームページにてお知らせする予定です。

<https://www.houterasu.or.jp/site/saigai-higai/okunotogouu.html>